

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



かごしましふくしじむしょ
鹿児島市福祉事務所

かごしましたにやまふくしじむしょ
鹿児島市谷山福祉事務所

この「しおり」は、^{せいかつほご}生活保護の^{せいど}制度をまとめたものです。

よくお読みいただき、^よ今後の^{こんご}生活^{せいかつこうじょう}向上^{かつよう}のためにご活用ください。

なお、この「しおり」を^よ読んで、わからないことがありましたら、
^{たんとういん}担当員におたずねください。

この「しおり」はいつでも^み見ることができるよう^{たいせつ}大切に^{ほかん}保管してください。



も く じ

○生活保護 <small>せいかつほご</small> について	1
○保護費 <small>ほごひ</small> の計算方法 <small>けいさんほうほう</small> について	2
○保護費 <small>ほごひ</small> の受給 <small>じゅきゅう</small> について	3
○保護 <small>ほご</small> を受ける人 <small>ひと</small> の権利 <small>けんり</small>	3
○保護 <small>ほご</small> を受ける人 <small>ひと</small> の義務 <small>ぎむ</small>	4
●必ず <small>かなら</small> 守 <small>まも</small> っていただくこと	4
●必ず <small>かなら</small> 届 <small>とど</small> け出ていただくこと	6
○病院 <small>びょういん</small> にかかるときの手続 <small>てつづき</small> など	8
●定期的な健診 <small>ていきてき</small> の受診 <small>けんしん</small> の受診 <small>じゅしん</small> について	10
●マイナンバーカードの取得について	10
○保護費 <small>ほごひ</small> の返還 <small>へんかん</small> と徴収 <small>ちょうしゅう</small>	11
●不正受給 <small>ふせいじゅきゅう</small> について	12
○担当員 <small>たんとういん</small> とは	14
○民生委員 <small>みんせいいいん</small> とは	14
○保護 <small>ほご</small> の決定 <small>けつてい</small> に疑問 <small>ぎもん</small> があるとき	15
○その他 <small>た</small>	15
●生活保護 <small>せいかつほご</small> を受けていること <small>う</small> によって減免 <small>げんめん</small> となるもの	15
○お問い合わせ先 <small>とあさき</small>	16

せいかつ ほ ご

生活保護について



生活保護は、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度で、病気や身体の障害、思いがけない事故など、いろいろな事情により真に生活に困っているすべての国民に対し、国が困窮に依じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的としています。

生活保護には、次の種類があります。

- ① 生活扶助 食費・衣服費・光熱水費など
- ② 住宅扶助 家賃・地代・敷金・修理費など
- ③ 教育扶助 義務教育にかかる学用品代・給食費など
- ④ 介護扶助 介護を受けるための費用など
- ⑤ 医療扶助 病気やけがの治療にかかる医療費など
- ⑥ 出産扶助 お産のための費用
- ⑦ 生業扶助 自立のための技能修得の費用、就職のための費用、高等学校などの就学の費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬式のための費用
(葬祭を行う方や状況により支給の要件が異なります
ので、すべての方が支給の対象となるわけではありません。)
- ⑨ その他臨時的なもので国が認めたもの

保護費の計算方法について

最低生活費とは、皆さんが生活していくのに、最低限必要な額として国が定めた費用のことです。収入とは、給料（賃金）・年金・手当・身内からの援助などのことです。

最低生活費と、世帯の収入を比べて、収入が少ないときに保護を受けることができ、最低生活費に足りない分が保護費となります。なお、保護は世帯を単位とするため、世帯全員の収入を届け出ていただかなければ、保護費の計算ができません。

生活扶助 (A)	6万円	収入 (給料・年金など)	5万円
住宅扶助 (B)	3万円	保護費	5万円
教育扶助 (C)	1万円	介護費	医療費・介護費は、福祉事務所が医療・介護機関に直接支払います。
介護扶助 (D)		医療費	
医療扶助 (E)			



最低生活費 (例)

世帯の収入 (例)

(例) 最低生活費 10万円 + (D) + (E)、収入は 5万円
 10万円 - 5万円 = 5万円 (保護費)

※

- 給料(賃金)などの収入については、すみやかに福祉事務所に届け出ていただければ、基礎控除を受けることができ、結果的に控除された分（最低生活費から差引かない分）が手元に残るため、自立への準備などに充てることが可能となります。
- 安定した就労の機会を得たことにより保護廃止に至った際は、就労自立給付金を支給します。また、大学や専門学校等へ進学するときの一時金として進学準備給付金の制度があります。
 (支給要件がありますので事前に担当員にご相談ください。)

ほごひ じゅきゆう 保護費の受給について



せいかつ ほご けつてい へんこう おこな ばあい ふくしじむしょ せいかつ
生活保護の決定・変更が行われた場合は、福祉事務所より生活
ほご けつていつうちしょ ゆうそう ないよう へんこう ばあい
保護決定通知書を郵送いたします。ただし、内容に変更がない場合、
つうち
通知はありません。

ほごひ とくべつ ばあい のぞ せたい たんい きぼう
保護費は特別な場合を除いて、世帯を単位として、あなたの希望す
ぎんこう つうちょう まいつきいつか ふ こ ふ こ じかん
る銀行の通帳に毎月5日に振り込まれます。(振り込まれる時間
は、きんゆうきかんごと こと
金融機関毎に異なります。)

ほごひ ふくしじむしょ まどぐち う と ばあい
このほか、保護費を福祉事務所の窓口で受け取られる場合は、
たんとういん だいこう じぶん う と
担当員が代行することはできませんので、ご自分でお受け取りくだ
さい。

いつか とうようび にちようびまた しゅくじつ ばあい ちやくぜん
なお、5日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の
へいじつ
平日になります。

いちじてき ほごひ げんそく きぼう ぎんこう つうちょう
一時的な保護費についても、原則あなたの希望する銀行の通帳
ふ こ ふくしじむしょ まどぐち う と ばあい してい
に振り込まれますが、福祉事務所の窓口で受け取られる場合は、指定
ひ らいしょ じぶん う と
された日に来所し、ご自分でお受け取りください。

ほごう ひと けんり 保護を受ける人の権利



- けつてい ほご ないよう せいとう りゆう へんこう
1. 決定された保護の内容は、正当な理由がなければ、変更され
たり、げんがく
減額されたりすることはありません。

ほご う かね しなもの ぜいきん
2. 保護により受けたお金や品物には税金はかかりません。

ほご きんぴん ほご う けんり さ お
3. 保護金品や保護を受ける権利について差し押さえられることは
ありません。

ほご う ひと ぎむ 保護を受ける人の義務



《 必ず守っていただくこと 》

げんそく げんざいかつよう とち たてものがい しさん しょぶん
1. 原則として現在活用されている土地・建物以外の資産は処分し、
じぶん せいかつ かつよう しょぶん さい
自分の生活のために活用しなければなりません。（処分した際に
しょう しゅうにゅう しんこく とち
生じた収入は申告をしなければなりません。）また、土地・
たても の ざいさん たにん むしょう そうよ そうそく けんり
建物などの財産を他人に無償で贈与したり、相続する権利を
ほうき
放棄することはできません。

はたら ひと のうりょく おう はたら ひつよう
2. 働ける人は、その能力に応じて働く必要があります。

そうき しゅうろう ほご だっきゃく かのう はんたん せっきょくてき
※早期の就労による保護脱却が可能と判断し、積極的な

きゅうしょくかつどう ふくしじむしょ みと ばあい しゅうろう
求職活動であることを福祉事務所が認めた場合には就労

かつどうそくしんひ しきゅう
活動促進費を支給します。

ねんきん てあて ほか ほうりつ せいど う しんせい
3. 年金・手当など他の法律・制度によって受けられるものは申請

きゅうふい う きゅうふい う
して給付を受けなければなりません。（給付を受けられるように

ばあい しんこく
なった場合は申告をしなければなりません。）

ふくしじむしょ しどう しじ したが
4. 福祉事務所の指導や指示に従わなければなりません。

つき ばあい しどう しじ
次のような場合は、指導や指示をすることがあります。

びょうき なお はたら はたら
・病気やけがが治って働けるようになったのに、働こうと
しないとき。

がっこう そつぎょう はたら
• 学校を卒業したのに働こうとしないとき。

びょうにん かいご こども せわ ひつよう はたら
• 病人の介護や子供の世話が必要でなくなったのに働こうとしないとき。

ぱちんこ くてん い いんしゅ めいわく
• パチンコ店などに入りびたったり、飲酒で迷惑をかけたり、暴力事件などを起こしたりしたとき。

ひつよう とどけで おこた
• 必要な届出を怠っているとき。

た めいわくこうい おこな
• その他迷惑行為を行ったとき。

なまえ か ほごう けんり たにん ゆず わた
5. 名前を貸したりして、保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

せいかつひ むだづか じぶん せいかつ やくだ もくてき そ
6. 生活費は無駄遣いをせず、自分の生活に役立つよう目的に沿って、計画的に使わなければなりません。

じぶん せいかつ こうじょう じりつ どりよく
7. 自分の生活の向上と自立のため、できるかぎり努力しなければなりません。

あら せいめいほけん はい とき げんざい かにゆう ほけん けいやく
8. 新たに生命保険に入りたい時や、現在、加入している保険の契約内容を変えたい時は、事前に担当者に相談をしてください。

げんそく しゃっきん きんし しゃっきん
9. 原則として、借金をすることは禁止です。したがって、借金をすると収入としてみなされ、既に受け取った保護費からその収入額を福祉事務所に返していただく必要があります。

せいかつひつじゅひん れいそうこなど きんきゅう こうにゆう ひつよう
ただし、生活必需品（冷蔵庫等）を緊急に購入する必要があるときに社会福祉協議会から貸付を受けられる場合がありますので、その際は、事前に担当員に相談してください。

じどうしゃ も うんてん しゃくよう うんてん
10. 自動車を持つこと、運転すること、また借用して運転する
ことは、原則としてできません。

かなら とど で
《 必ず届け出ていただくこと 》



せたい ひと か
1. あなたの世帯の人に変わったことがあったとき。

しゅっさん しぼう てんしゅつ てんにゆう にゆうがく そつぎょう いえで けっこん りこん
出産・死亡・転出・転入・入学・卒業・家出・結婚・離婚・
こうつうじこ
交通事故など

げんきん よきん どうさん ふどうさんとう しさん ねんごと しんこく
2. 現金、預金、動産、不動産等の資産について、1年毎に申告す
る必要があります。担当員から提出の指示があった場合は、指示

きじつ かなら ていしゅつ
された期日までに必ず提出してください。

やちん ちだい か
3. 家賃・地代などが変わるとき。

むだん てんきよ ぜったい
無断での転居は、絶対にできません。

しごと はじ か や
4. 仕事を始めたり、変わったり、辞めたりするとき。

しゅうにゆう ふ へ
5. 収入が増えたり、減ったりしたとき。

きゅうりょう こうこうせい ある ばいと しゅうにゆうとう ふく しょうよ
給料（高校生などのアルバイト収入等を含む）・賞与・
ちんぎん えいぎょうしゅうにゆう ねんきん てあて ほけんきん ほしょうきん しおく そうそく
賃金・営業収入・年金・手当・保険金・補償金・仕送り・相続・
そうよ
贈与など。

せたい はたら かた しゅうにゆうしんこくしよ きゅうよしょうめいしよ
※あなたの世帯で働いている方は、収入申告書と給与証明書

きゅうしょくかつどうちゅう かた きゅうしょくかつどうじょうきょうしんこくしよ まいつきき
を、求職活動中の方は求職活動状況申告書を毎月決め

きじつ かなら ていしゅつ げんざいはたら かた
られた期日までに必ず提出してください。現在働いていない方、

しゅうろう こんなん かた しんこくしよ き きじつ かなら ていしゅつ
就労が困難な方も、申告書を決められた期日までに必ず提出して
ください。

こうこうせい ある ばい と しゅうにゅう え ぶんくしじむしょ とど
○高校生がアルバイトで収入を得てすみやかに福祉事務所に届け
で ばあい き そこうじょ くわ は た ち みま ンこうじょ てきよう
出た場合は、基礎控除に加え、二十歳未満控除が適用されます。

ひつようけいひ じりつこうせい ひよう じぜん じりつこうせいけいかくしょ
さらに、必要経費や自立更生にかかる費用（事前に自立更生計画書
ぶんくしじむしょ ていしゆつ ぶんくしじむしょ しょうにん
を福祉事務所へ提出し福祉事務所が承認したもの）については、
しゅうにゅう こうじょ てもと のこ かね おお
収入から控除できるので、手元に残るお金は多くなります。

(ひつようけいひ れい) しりつこうこう じゆぎょうりょうふそくぶん しゅうがくりょこうひ くらぶ
【必要経費の例】私立高校の授業料不足分、修学旅行費、クラブ
かつどうひ がくしゅうしえんひ あ た ぶん がくしゅうじゆくひ
活動費（学習支援費を充てても足りない分）、学習塾費など

じりつこうせい ひよう れい こうこうそつぎょうご しゅうろう ひつよう じどうしゃ
【自立更生にかかる費用の例】高校卒業後の就労に必要な自動車
うんてんめんきょしゆとく ひよう だいがく にゅうがくまえ ひつよう にゅうがくりょう
運転免許取得の費用、大学などの入学前に必要となる入学料
など しゅうろう しゅうがく ともな てんきょひよう こうてききかん おこな
等、就労や就学に伴う転居費用、公的機関が行っている
かしつけしきん しょうかんきん
貸付資金の償還金など

じりつこうせい ひよう べっとかんり ひつよう
※自立更生にかかる費用については、別途管理する必要があります。

もくてきがい しょう みた ばあい こうじょ がく へんかん
また、目的外の使用が認められた場合は、控除した額を返還して
いただくこととなります。

びょういん びょういん い にゅういん たいいん
6. 病院にかかったり、病院に行かなくなったり、入院・退院
するとき。

けんこうほけん つか つか けんこうほけんしょう
7. 健康保険が使えるようになったり、使っていた健康保険証が
つか
使えなくなるとき。

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんぶんくしてちょう
8. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
とくていいりょうひ していなんびょう じゆきゆうしゃしょう こうふ う こうしん
特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けたときや更新
をしたとき。

びょういん てつづき 病院にかかるときの手続など



1. 病院へかかるときは、事前に福祉事務所に届け出をし、医療券をもらってから行くようにしてください。

ただし、休日や夜間などに病院へかかるときは、「鹿児島市生活保護受給証（休日・夜間等診療依頼証）」を持って病院へ行き、あとで必ず福祉事務所に届け出をし、医療券をもらって病院へ提出してください。

また、原則として、同じ病気で同月内に複数の病院にかかることはできません。

2. 生活保護法で指定された病院・医院・診療所にかかってください。200床以上の大病院への受診については、緊急その他やむを得ない場合を除き他の病院又は診療所からの紹介状が必要になります。

3. 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、後発医薬品を原則として使用していただくことにしています。（後発医薬品は先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。また、先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものですので、安心して使うことができます。詳しくは、医師又は薬剤師に相談してください。）

びょういん ちりょうざいりょう こるせっと めがね
4. 病院から治療材料（コルセット・メガネなど）や、はり・
まっさーじ ほうもんかんご とくべつ しじ
マッサージ・訪問看護など特別な指示があったときには、すぐに
たんとういん そうだん
担当員に相談してください。

びょういんじゅしん おこな さい よやく ひつよう いりょうきかん
5. 病院受診を行う際には、予約が必要となる医療機関もありま
すので、かくにん確認じゅしんをしてから受診をするようにしてください。

こうつうじこ じどうしゃじこ じてんしゃじこ いんしょくてんとう
6. 交通事故（自動車事故、自転車事故など）や飲食店等での
しょくちゅうどく だいさんしゃ こうい げんいん けが びょうき
食中毒など第三者の行為が原因のケガや病気などにかかる
いりょうひとう かがいしゃ ふたん え
医療費等は、加害者が負担するべきものです。しかし、やむを得
ず生活保護費で一時的に立替払いをすることがあり、その場合は、
せいかつほ ごひ いちじてき たてかえばら ばあい
福祉事務所が加害者に対して、支払った医療費等を後日、請求す
ふくしじむしょ かがいしゃ たい しはら いりょうひとう ごじつ せいきゅう
ることになります。そのため、こうつうじこ交通事故でふしょう負傷されるなど、だいさん第三
しゃ こうい げんいん いりょうきかん ちりょうとう う ばあい
者の行為を原因として医療機関などで治療等を受けた場合は、
ふくしじむしょ とど で ひつよう かなら たんとういん れんらく
福祉事務所へ届け出が必要となりますので、必ず担当員へ連絡
をしてください。



ちゅうい
■注意していただきたいこと

- あいて かがいしゃ だれ ただ とど で
• 相手（加害者）が誰であっても直ちに届け出てください。
- あいてがた ふめい ばあい とど で
• 相手方が不明の場合でも届け出てください。
- じしん かしつ だいしょう とど で
• ご自身の過失の大小にかかわらず届け出てください。
- あいてがた と き じだん まえ そうだん
• 相手方との取り決めや示談をする前にご相談ください。

ていきてき けんしん じゅしん
《定期的な健診の受診について》



けんこうかんり ていきてき けんこうしんさ じゅしん
健康管理のために、定期的な健康診査を受診しましょう。

かごしまし じゅしんけん りょう ばあい むりょう おぶしよんのぞ
{「鹿児島市いきいき受診券」を利用の場合は無料（オプションを除
く。）になります。その際は、生活保護受給証の提示が必要です。}

しゅとく
《マイナンバーカードの取得について》

れいわ がつ いるょうきかん やっきよく まどぐち
令和6年3月から医療機関・薬局などの窓口では、マイナンバー
カードを提示することで、資格の確認ができるようになる予定です。

ふくしじむしょ いるょうきかん じゅしん むね れんらく ひつよう
(福祉事務所への医療機関を受診する旨の連絡は、必要です。)

ともな しゅとくてつづ けんこうほけんしょう
そのことに伴い、マイナンバーカードの取得手続きや健康保険証
としての利用申し込みの手続きをお願いします。

しんせい う と せいかつほ ごじゅきゅうしょう
マイナンバーカードの申請・受け取りには、「生活保護受給証」
や「その他の本人確認書類」「マイナンバー通知カード」などが必要
になります。

ほごひ へんかん ちょうしゅう 保護費の返還と徴収



1. 年金などを一度にももらったときや生命保険などでお金をもらったときなどに既に支給した保護費（医療費及び介護費を含む）の一部または全額を返していただきます。お金を受け取ることがわかった場合は、すぐに担当員に届け出てください。
- 届け出後に福祉事務所から決定通知書及び納付書が届いたら指定の金融機関に振り込んでください。

なお、担当員が現金を直接お預かりすることはできません。

※その他の例

- ・ 給料などを遅れてもらうとき。
 - ・ 交通事故などの示談金や保険金などをもらうとき。
2. 保護を受けている人が暴力団員であることがわかった場合は、保護を廃止するとともに、これまで受けた保護費を返していただくことがあります。

ふ せ い じゆきゆう
～不正受給について～



- あなたの世帯の収入や家族の状況に変化があった場合などに届出をしないで保護費を受けたことが分かった場合は、不正に受けた生活保護費の全部又は一部を徴収されます。また、徴収される額に4割を上限に加算した額を徴収されることもあります。

- 不正の手段が特に悪質と福祉事務所が判断した場合などは、警察へ告訴することもあります。

- 市民からの通報や課税調査の情報などによって不正受給が発覚する事案が発生しています。今一度、申告していない収入や資産などがいないか確認してください。

■生活保護法関係条文

せいかつじょう ぎむ (生活上の義務)

だい じょう ひほごしや つね のうりよく おう きんろう はげ みずか けんこう ほ じおよ そうしん
第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に
つと しゅうにゆう ししゆつ た せいけい じょうきょう てきせつ はあく ししゆつ せつやく はか
努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、そ
た せいかつ い じおよ こうじょう つと
の他生活の維持及び向上に努めなければならない。

とどけて ぎむ (届出の義務)

だい じょう ひほごしや しゅうにゆう ししゆつ た せいけい じょうきょう へんどう また
第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は
きょじゅうちも せたい こうせい いどう ほご じっしきかんまた
居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は
ふくしじむしょちょう むね とど て
福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

ひようへんかんぎむ (費用返還義務)

だい じょう ひほごしや きゅうはく ばあいとう しりよく ほごう
第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた
ほご ぼう ひよう しべん とどうふけんまた しちようそん たい
ときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受
ほご きんびん そうとう きんがく はんい ない ほご じっしきかん さだ がく へんかん
けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなけ
ればならない。

ひようとう ちようしゅう (費用等の徴収)

だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゆだん ほごう また たにん う もの
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者
ほご ひ しべん とどうふけんまた しちようそん ちよう ひよう ぜんぶまた いちぶ
があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、
もの ちようしゅう ちようしゅう がく ぶん じょう え がくい か
その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の
きんがく ちようしゅう
金額を徴収することができる。

ばっそく (罰則)

だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゆだん ほごう また たにん う もの
第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者
ねんい か ちようえきまた まんえんい か ばっきん しょ けいほう めいじ ねんほうりつ
は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律
だい ごう せいじょう けいほう
第45号)に正条があるときは、刑法による。



たんとういん 担当員とは



ふくしじむしょ す ちいき う も
福祉事務所には、あなたの住んでいる地域を受け持っている
たんとういん
担当員がいます。

たんとういん ほ ご けつてい けいぞく ひつよう ちょうさ
担当員は、保護の決定や継続に必要な調査をしたり、あなたの
せたい しえん かていほうもん
世帯を支援するため家庭訪問をします。

みな せいかつじょうきょう き ひつよう じよげん しどう
ここでは、皆さんの生活 状 況 をお聞きし、必要な助言や指導を
します。また、いろいろな相談にも応じていますので、困ったこと、
えんりょ そうだん
わからないことなど遠慮なくご相談ください。

こじん ひみつ かた まも
なお、個人の秘密は固く守ります。

たんとういん そうだん かていほうもん いがい ふくしじむしょ まど
担当員へのご相談は、家庭訪問のとき以外でも、福祉事務所の窓
ぐち おう さい
口へおこしいただければ、いつでも応じています。その際は、あら
でんわ れんらく
かじめ電話でご連絡ください。

みんせいいいいん 民生委員とは



みんせいいいいん こうせいろうどうだいじん いしょく う せいかつ ほ ご
民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活保護はもちろん、
じどう ぼ し しょうがいしゃ こうれいしゃもんだい しゃかいふくしぜんぱん
児童・母子・障害者・高齢者問題など社会福祉全般にわた
よ そうだんあいて そうだんないよう ほか ひと
ってみなさんの良き相談相手です。また、相談内容について他の人
はな けっ
に話すようなことは決してありません。

ほご けつてい ぎもん 保護の決定に疑問があるとき



ほご けつてい ぎもん たんとういん
保護の決定について、わからないことや疑問があるときは担当員
におたずねください。

それでも、なお、ふふく けつてい し ひ よくじつ
それでも、なお、不服があるときは、決定を知った日の翌日から
げつくない かごしまけんちじ ふふく もう た しんさせいきゅう
3か月以内に、鹿児島県知事へ不服の申し立て（審査請求）がで
きます。

その他



せいかつ ほご う げんめん
《 生活保護を受けることによって減免となるもの 》

こくみんねんきんほけんりょう めんじょ
①国民年金保険料の免除

しけんみんぜい げんめん
②市県民税の減免

こていしさんぜい げんめん
③固定資産税の減免

えぬえいちけいてれびじゅしんりょう めんじょ
④NHKテレビ受信料の免除

ほいくえん ほいくりょう めんじょ
⑤保育園の保育料の免除

ゆうりょうしえいじてんしゃちゆうしゃじょうりょうきん ゆうじん げんめん
⑥有料市営自転車駐車場料金（有人）の減免

けいろうぱ すりようちん じょせい
⑦敬老パス利用運賃の助成

い か ほけんしょう れいわ ねん がつ にち しょう
以下の保険証などは令和 年 月 日から使用できませんの

か かえ
で、それぞれの課に返してください。

こくみんけんこうほけんしょう こくみんけんこうほけんか かくししょたんとうか
□国民健康保険証は国民健康保険課または各支所担当課へ

こうきこうれいしやいりょうひほけんしゃしょう ちょうじゅしえんか かくししょたんとうか
□後期高齢者医療被保険者証は長 寿 支援課または各支所担当課へ

じゅうしんいりょうひじゅきゅうしかくしょう しょうがいふくしか かくししょたんとうか
□重 心 医療費受 給 資格証は障 害 福祉課または各支所担当課へ

いりょうひじゅきゅうしゃしょう ふくしか かくししょたんとうか
□こども医療費受 給 者 証はこども福祉課または各支所担当課へ

ぼ し ふ しかていとういりょうひじゅきゅうしゃしょう ふくしか かくししょ
□母子・父子家庭等医療費受 給 者 証はこども福祉課または各支所
たんとうか
担当課へ

と あ さき お問い合わせ先



かごしましふくしじむしょ
鹿児島市福祉事務所

ほ ご だ い い ち か ●保護第一課

ちゅうおうちくかかり
□中央地区係 099-216-1247

かんまちさくらじまちくかかり
□上町桜島地区係 099-216-1248

じょうせいちくかかり
□城西地区係 099-216-1249

しろやまちくかかり
□城山地区係 099-808-2802

せいかつしえんかかり
□生活支援係 099-216-1375

ほ ご だ い に か ●保護第二課

さんわうすきちくかかり
□三和宇宿地区係 099-216-1253

むらさきばるちくかかり
□紫原地区係 099-216-1254

たがみまつもとちくかかり
□田上松元地区係 099-216-1255

たけな かすちくかかり
□武中洲地区係 099-216-1256

やはたかもいけちくかかり
八幡鴨池地区係

099-216-1399

こおりもとちくかかり
郡元地区係

099-808-2803

せいかつしえんかかり
生活支援係

099-216-1486

いしきふくしか
●伊敷福祉課

ほごかかり
保護係

099-229-2112

よしのふくしか
●吉野福祉課

ほごかかり
保護係

099-244-7380

かごしましたにやまふくしじむしょ
鹿児島市谷山福祉事務所

ほごか
●保護課

きたちくかかり
北地区係

099-269-8475

みなみちくかかり
南地区係

099-269-8476

せいかつしえんかかり
生活支援係

099-269-2147



め も
MEMO



生活保護のしおり

平成元年3月 初版 令和5年6月版 23刷

発行 鹿児島市福祉部

保護第一課

保護第二課

伊敷福祉課

吉野福祉課

鹿児島市谷山福祉部

保護課